

コミュニティ・スクールについて

1. コミュニティ・スクールとは

学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支えていく仕組み。

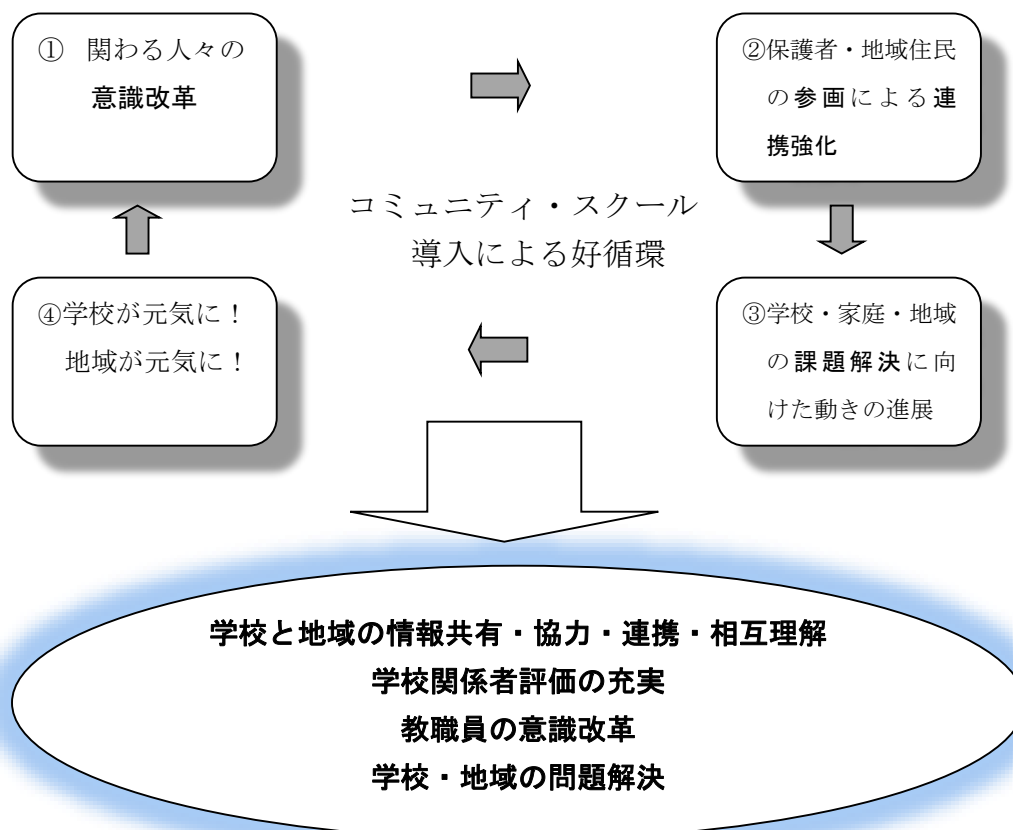
わが国においては、「学校運営協議会」を置く学校をコミュニティ・スクールと称している。

同協議会は、平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって、学校を管理する教育委員会の判断によって設置が可能になった。

2. コミュニティ・スクールの必要性の背景と目指すもの

近年、学校の統廃合やいじめ、少子高齢化に伴い地域社会のつながりや支え合いの希薄化、子供たちの規範意識や社会性等の課題など、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっている。

協議会の委員に任命された保護者や地域住民の方々が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組みが必要となってきた。



3. 学校運営協議会の主な役割

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- (2) 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること。
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではない。



4. コミュニティ・スクールの導入にあたって

- 学校運営協議会を置く学校は教育委員会が指定
(協議会是一个の学校に一つ置かれるが、それぞれ協議会を置く小学校と中学校が小中一貫・小中連携の組織や、中学校区を一つのまとまりとした組織を形成し、取組を行うことも考えられる)
- 協議会の委員は教育委員会が任命

いずれも教育委員会規則に「学校運営協議会規則」を制定し、規定する。

5. 道内のコミュニティ・スクール導入自治体 (市)

三笠市・北広島市・釧路市・登別市